

沿岸広域振興局長告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年4月3日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 水海大渡線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市両石町第4地割76番1地先内	新	m 30.4~24.7	m 5.0
	旧	28.8~22.9	5.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成27年4月3日から同年5月7日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 桜峠平田線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字平田第9地割25番1地先内	新	m 33.3~14.5	m 13.0
	旧	14.5~10.2	13.0
釜石市大字平田第9地割26番13地先内	新	m 27.2~24.2	m 10.0
	旧	25.0~24.2	10.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成27年4月3日から同年5月7日まで

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 283号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市甲子町第2地割10番地先から1番1地先まで	新	m 20.3~14.3	m 33.0
	旧	16.8~14.2	33.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成27年4月3日から同年5月7日まで